

宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の所掌事項

1 特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関する基本的な方針の策定・変更等に関する調査審議

(条例第4条第3項) 知事は、基本方針を定め、これを変更しようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かなければならない。

2 市町村長の申請に基づく立地誘導地域等の知事の指定に関する調査審議

(条例第5条第2項) 知事は、第2条第5号イただし書き又は同号ハの指定をしようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会及び関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 特定大規模集客施設の新設届出等に対する知事の意見に関する調査審議

(条例第12条第2項) 知事は、前項の規定により意見を述べようとするとき、又意見を有しない旨を通知しようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かなければならない。

4 新設届出者等に対する知事の勧告に関する調査審議

(条例第13条第2項) 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かなければならない。

5 その他条例の実施に関し知事に意見を述べること。

(条例第23条第2項)